

十日町市地域防災計画

(原子力災害対策編)

令和4年3月修正



十日町市防災会議

はじめに

原子力災害から住民の皆さんの生活を守るためには、東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所（以下、施設を示す場合は「発電所」、事業者を示す場合は「原子力事業者」という。）の安全性が確保されることが最重要の課題です。また、福島第一原子力発電所事故の教訓からは、たとえ安全確保が充実されたとしても、それを超える不測の事態に備えなければならないことも明らかとなりました。

そこで、十日町市は、万が一原子力災害が発生した場合にも、迅速・適切な災害対応にあたることを目指し、「十日町市地域防災計画（原子力災害対策編）」を作成しました。

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、十日町市防災会議が作成する計画であり、十日町市の防災対策について、住民、事業所等及び市、県その他防災関係機関の責務、役割等を定めるものです。

計画の策定にあたっては、東京電力ホールディングス株式会社福島原子力第一発電所事故や、新潟県中越大震災、豪雪、土砂災害等の課題を踏まえるとともに、平成24年9月に発足した原子力規制委員会の最新の原子力防災の検討状況を踏まえ、以下の3点を計画の基本方針としました。

計画の基本方針

- 1 過去に発生した原子力災害又は事故の検証結果を反映した計画とすること
- 2 原子力災害の初動の対応は屋内退避を原則とし、万が一、避難を余儀なくされた場合においても、風向きや発電所からの距離等を考慮した段階的な避難を実施するなど、具体的な避難手順を整備すること
- 3 全国屈指の豪雪地帯である十日町市の自然条件に鑑み、積雪期の原子力災害にも備えた対策に配慮すること

これらの方針に基づき、防災対策の充実・強化を目指すためには、市の取り組みとともに、一人一人の住民や事業所、各種団体等が、日頃から万が一の原子力災害にも備え、対応できる体制を整え、地域においてお互いが助け合い、協力し合うことが重要です。

震災や雪害、土砂災害等と同様に、原子力災害においても「自らの身の安全は自分で守る。」「自分たちの地域の安全は自分たちで守る。」ことが災害による被害を最小限に抑え、早期に災害を克服することにつながります。

このような考え方と視点に立って、住民の理解と協力を得ながら、防災関係機関がそれぞれ持つ役割と責務を果たし、安全で安心な都市整備の実現に向けて取り組みます。

原子力災害対策編

目次

第1章 総則

第1節 計画の目的	1
第2節 計画の性格	2
1 十日町市の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画	2
2 十日町市における他の災害対策との関係	2
3 計画の修正	2
4 計画の周知徹底	2
第3節 災害対策を実施すべき地域の範囲	3
1 即時避難区域（PAZ：precautionary Action Zone）	
2 避難準備区域（UPZ：Urgent Protective action Planning Zone）	
3 放射線量監視地域（UPZ外）	
第4節 計画の基礎とするべき災害の想定	5
1 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針	5
2 計画の基礎とするべき災害の想定	5
第5節 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置の準備及び実施	6
1 原子力施設等の状態に応じた防護措置の準備及び実施	6
2 放射性物質が環境へ放出された場合の防護措置の実施	7
第6節 関係機関の処理すべき防災事務又は業務の大綱	8
第7節 用語の解説	11

第2章 災害事前対策

第1節 基本方針	13
第2節 原子力事業者からの防災業務計画に関する協議及び原子力防災要員の現況等の届出	14
1 原子力事業者からの防災業務計画に関する協議	14
2 原子力防災要員の現況等の届出の受理	14
第3節 報告の徴収、立入検査	15
第4節 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携	16
1 原子力防災専門官との連携	16

2	上席放射線防災専門官との連携	16
第 5 節	災害応急体制整備計画	17
1	防災関係機関の体制の整備	17
2	原子力防災センター	19
3	広域的相互応援体制	19
4	救助・救急、消火等の防護資機材の整備	20
5	食料・物資の備蓄、調達供給活動	20
6	災害応急対策、災害復旧への備え	21
第 6 節	情報の収集・連絡体制等整備計画	22
1	情報の収集・連絡体制の整備	22
2	情報の分析整理	23
3	通信手段の整備	23
4	防災対策上必要とされる資料	24
第 7 節	原子力防災に関する知識の普及啓発計画	25
1	方針	25
2	教育機関等における普及啓発	25
3	要配慮者支援に関する普及啓発	25
4	指定避難所以外への避難に関する住民等への周知	25
5	一般の人々への知識の普及	25
6	国際的な情報発信	26
第 8 節	防災業務関係者等研修計画	27
1	方針	27
第 9 節	原子力防災訓練計画	28
1	計画の方針	28
2	訓練の実施	28
第 10 節	原子力災害医療体制整備計画	29
1	原子力災害医療活動体制等の整備	29
2	安定ヨウ素剤の配付及び服用体制の整備	29
第 11 節	避難・退避実施体制整備計画	30
1	屋内退避体制の整備	30
2	避難計画の作成	30
3	避難所等の整備等	30
4	住民等の避難状況の確認体制の整備	32
5	避難行動要支援者に関する措置	32
6	要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備	33
7	学校等施設における避難計画の整備	33

8	不特定多数の者が利用する施設に係る避難計画の作成	34
9	警戒区域を設定する場合の計画の策定	34
第12節	広域避難体制整備計画	35
1	方針	35
2	行政機関の業務継続に係る措置	35
第13節	飲食物の出荷制限、摂取制限体制等	36
1	飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制整備	36
2	飲食物の出荷制限、摂取制限等を行った場合の住民等への供給体制の確保	36
第14節	緊急輸送活動体制等整備計画	37
1	専門家の移送体制の整備	37
2	緊急輸送路の確保体制の整備	37
第15節	住民等への的確な情報伝達体制の整備	39
1	方針	39
2	情報伝達手段の多重化、多様化	39
第16節	複合災害時対応体制整備計画	40
1	複合災害に備えた体制の整備	40
2	人材及び防災資機材の確保等に係る連携	40

第3章 緊急事態応急対策

第1節	基本方針	41
第2節	災害対策本部等の組織・運営	42
1	方針	42
2	災害対策本部等の設置基準	43
3	警戒本部の設置	43
4	災害対策本部の設置等	45
5	現地対策本部との連携	46
6	専門家の派遣要請	46
第3節	情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	47
1	方針	47
2	警戒事態発生時の通報・連絡及び対応	47
3	施設敷地緊急事態発生時の通報・連絡及び対応	48
4	全面緊急事態における連絡等	49
5	応急対策活動情報等の連絡	50
6	通信の確保等	51
7	一般回線が使用できない場合の対処	51
第4節	広域的応援要請	53

1	応援要請及び職員の派遣要請等	53
2	自衛隊の派遣要請の要求等	53
3	原子力被災者生活支援チームとの連携	53
第 5 節	緊急時モニタリング等	54
1	放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動	54
2	緊急時モニタリングの結果の報告と公表	54
第 6 節	住民等への的確な情報伝達活動	55
1	方針	55
2	住民等への情報伝達活動	55
3	住民等からの問い合わせに対する対応	56
第 7 節	避難・屋内退避実施に係る防護活動	57
1	屋内退避、避難等の防護措置の実施	57
2	屋内退避、避難に関する指示	57
3	避難誘導等の対応	57
4	避難所等	58
5	県外避難	60
6	避難行動要支援者への配慮	60
7	要配慮者の避難支援	60
8	学校等施設における避難措置	61
9	不特定多数の者が利用する施設における避難措置	61
10	飲食物、生活必需品等の供給	61
第 8 節	治安の確保	62
1	方針	62
2	警戒区域の設定等	62
第 9 節	原子力災害医療の実施	63
1	方針	63
2	安定ヨウ素剤の服用	63
第 10 節	飲食物の摂取制限及び出荷制限等	64
1	飲食物の摂取制限及び出荷制限	64
2	飲料水及び食品の汚染状況の調査	64
3	飲食物の出荷制限、摂取制限等の解除	64
第 11 節	緊急輸送活動	65
1	緊急輸送の順位	65
2	緊急輸送の範囲	65
3	緊急輸送体制の確立	65
第 12 節	救助・救急、消火及び医療活動	66

1	救助・救急及び消火活動	66
2	医療措置	66
第13節	防災業務関係者の安全確保	67
1	方針	67
2	防災業務関係者の安全確保	67
第14節	核燃料物質等の運搬中の事故への対応	68
1	方針	68
2	市及び関係機関等の活動	68

第4章 複合災害対策

第1節	複合災害時における災害対策本部等の組織・運営	71
1	方針	71
2	災害対策本部等の設置基準	71
3	災害警戒本部の設置	71
4	災害対策本部の設置	71
第2節	複合災害時における応急対策	72
1	方針	72
2	情報の収集・連絡	72
3	住民等への情報伝達活動	72
3	避難・屋内退避等	72
5	緊急輸送活動	73
6	救助・救急及び消火活動	73

第5章 災害中長期対策

第1節	基本方針	74
第2節	復旧・復興対応	75
1	方針	75
2	復旧・復興対策の実施	75
第3節	心身の健康相談体制の整備	76
1	方針	76
第4節	被災者等の生活再建等の支援	77
1	生活資金等の支援の仕組み構築	77
2	相談体制の整備	77
3	災害復興基金等による支援制度の整備	77
第5節	産業等への支援	78
1	風評被害等の影響の軽減	78

2	被災中小企業等に対する支援	78
3	物価の監視	78
第6節	自発的支援の受入れ等	79
1	ボランティアの受入れ	79
2	国民等からの義援物資、義援金の受入れ	79

(※風水害等対策編、震災対策編および資料編は別冊)

作	成	平成25年3月18日
修	正	平成26年11月21日
修	正	平成30年11月20日
修	正	令和4年3月30日